

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 635 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

今回のテーマ： 日本のスタートアップ創出のための投資

政府は、2022 年を「スタートアップ創出元年」とし、各種政策を打ち出してきました。しかし、米国民間調査会社が発表した 2023 年世界の都市別スタートアップ・エコシステムのランキング(※)では、シリコンバレーが 1 位、ニューヨーク、ロンドンが 2 位、北京が 7 位、上海は 9 位。一方、2022 年に 12 位だった東京は 15 位と順位を下げています。

東京については、国内外市場におけるスケールアップやユニコーン輩出状況などに基づく項目、資金調達の項目等が 2022 年よりも評価を下げており、これらが総合的に順位を押し下げた要因と考えられます。

(※) 世界各国にある約 350 万社の企業データに基づき、約 290 の主要都市の起業環境を、業績、資金調達、接続度、市場リーチ、知識、そして人材・経験の 6 項目で採点し、ランキング形式で発表したもの。

スタートアップを創出するための好循環を実現するためには、大企業によるスタートアップの M&A、創出、協業の促進および、高成長のスタートアップの経験者がアントレプレナーやエンジェル投資家となる好循環が必要であり、成長資金の強化のためスタートアップ・エコシステムの育成に不可欠な法律・税制等の早急な制度面の整備が求められます。

スタートアップへの投資促進のための税制優遇措置

政府は令和 5 年度税制改正においてスタートアップ企業の創出・育成を重要戦略に掲げ、2023 年 4 月以降、税制面からの支援策の拡充・新設を行っています。

1. 個人投資家への優遇措置

創業者や富裕層等の個人からスタートアップへの投資を促すための措置	自身の保有する株式を売却して、プレシード・シード期（事業化前段階）のスタートアップへ投資する場合または起業する場合、一定の要件を満たすスタートアップへの投資額または設立時の出資額について、20 億円を上限として投資年の株式譲渡益に課税しない
----------------------------------	--

2. 法人への優遇措置

オープンイノベーション促進税制（新規出資型）	スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%を所得控除することができる
オープンイノベーション促進税制（M&A 型）	国内の対象法人等が、スタートアップ企業の M&A（議決権の過半数の取得）を行った場合、取得した発行済株式の取得価額の 25%を課税所得から控除できる
パーシャルスピノフ税制の創設	大企業からの独立を検討しているスタートアップおよびその親会社が元親会社に持分の一部（20%未満）を残しながら行うスピノフであっても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配として取り扱い、株式の譲渡損益やみなし配当を認識しない

お見逃しなく！

2023 年 10 月から新規株式公開（IPO）の公開価格や上場日程のルールに関して企業開示に関する内閣府令を改正されました。今後、スタートアップが資金を調達しやすい環境を整備して市場活性化につながる制度改正は継続されていくものと考えられます。